

川越市病児・病後児保育予約システム
構築・導入業務及び運用・保守業務 提案仕様書

川越市こども未来部こども育成課

令和7年10月

目 次

1	基本的事項	
1. 1	総則	1
1. 2	業務名	1
1. 3	業務目的	1
1. 4	業務対象範囲等	1
1. 5	履行場所等	1
1. 6	協働と役割分担に関する事項	2
1. 7	再委託	2
1. 8	機密情報の取扱い	3
1. 9	個人情報	3
1. 10	著作権等の取扱い	3
1. 11	契約不適合	3
1. 12	協議	3
2	システム構築・導入業務	
2. 1	業務内容	4
2. 2	基本的機能	4
2. 3	利用環境	5
2. 4	セキュリティ要件	5
2. 5	機能要件	5
2. 6	導入体制・スケジュール	6
2. 7	導入作業	6
3	システム運用・保守業務	
3. 1	業務内容	7
3. 2	運用・保守体制	7
3. 3	運用・保守業務	7
4	納品等	
4. 1	納品物	9

1 基本的事項

1. 1 総則

本仕様書は、川越市病児・病後児保育予約システム構築・導入業務及び、運用・保守業務についての仕様を定めたものである。

当該業務を行う者（以下「受注者」という。）は、本仕様書の内容を遵守しなければならない。

1. 2 業務名

- (1) 川越市病児・病後児保育予約システム構築・導入業務委託
- (2) 川越市病児・病後児保育予約システム運用・保守業務委託

1. 3 業務目的

現在本市では、市内4施設において、業務委託により病児・病後児保育を行っている。病児・病後児保育は、児童が急な病気の際に、保護者の就労等の都合で、家庭での保育が困難な場合の預かりを行うものであり、保護者が必要な時に安心して利用しやすい事業として、利便性の向上を図っていくことが重要である。

このことから、市内の病児・病後児保育施設に関し、インターネット上で空き状況の確認、予約申込み等を行えるシステムを導入し、安定的に稼働させることで、利用者（保護者）の利便性の向上を図るとともに、施設において予約受付等を行う業務従事者の事務処理等の負担を軽減し、保育環境を改善しながら保育の質の向上を図ることを目的とする。

1. 4 業務対象範囲等

対象範囲	履行期間（予定）	支払方法
(1) 川越市病児・病後児保育予約システム構築・導入業務委託		
システム構築及び設定 検証及び研修 導入作業 等	契約締結日から 令和8年2月28日まで	完了払い
(2) 川越市病児・病後児保育予約システム運用・保守業務委託		
(1)で導入したシステムの 運用・保守	令和8年3月1日から 令和10年9月30日まで (地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)	毎月払い

1. 5 履行場所等

- (1) 履行場所
川越市元町1丁目3番地1ほか

(2) 対象施設

対象施設は、「川越市病児・病後児保育事業実施要綱」に基づき、本市の業務委託により運営する下表の病児・病後児保育施設とする。

施設情報（４施設）	延べ利用児童数実績(参考)		
	令和 ４年度	令和 ５年度	令和 ６年度
名称・所在：育児サポートアイアイ・古谷上 983-1 種別・定員：病児対応型(医療機関併設)・３人/日 開設日時：月～土曜 午前８時～午後６時 設備：保育室１室・隔離室１室	153 人	304 人	266 人
名称・所在：みついきッズケア・連雀町 19-3 種別・定員：病児対応型(医療機関併設)・３人/日 開設日時：月～土曜 午前８時～午後６時 設備：保育室１室・隔離室１室	189 人	258 人	314 人
名称・所在：おさるのゆりかご・砂新田 2-8-6 種別・定員：病児対応型(医療機関併設)・３人/日 開設日時：月火木金曜 午前８時～午後６時 設備：保育室１室・隔離室１室	72 人	107 人	81 人
名称・所在：ハートランドともいき・笠幡 1645-125 種別・定員：病後児対応型(保育所併設)・３人/日 開設日時：月～金曜 午前８時～午後６時 設備：保育室１室・隔離室１室	33 人	66 人	50 人

※開設日時について、日曜・祝日・年末年始は共通して休室。また、今後開設日時を変更する可能性がある。

１． ６ 協働と役割分担に関する事項

本業務の円滑かつ適切な遂行のためには、本市及び受注者双方による協働及び各々の役割分担が必要であることを認識し、自らの役割を誠実に実施するとともに、本市の分担作業の実施に対し誠意をもって協力すること。協働及び実施すべき分担作業を遅延し又は実施しない場合、それにより本市に生じた損害の賠償も含め、係る遅延又は不実施に関して責任を負うこと。

１． ７ 再委託

受注者は、やむを得ず業務の一部を再委託する必要がある場合には、再委託する業務内容、再委託先名称、再委託する理由、再委託先において取り扱う情報を明記の上、事前に書面にて提出し、本市の承諾を得る必要がある。

1. 8 機密情報の取扱い

業務の履行に関し知り得た事項は機密情報として取扱い、業務期間中及び期間終了後を問わず、第三者に漏らさないこと。

また、機密情報の管理状況の調査を目的として、受注者が事業を行う場所に、受注者の事業の妨げにならない範囲で、本市が立ち入り調査を行えることとし、本市が機密情報の管理状況について報告を求めたときは、直ちに必要事項を報告すること。

1. 9 個人情報

受注者は業務の実施に伴い個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他個人情報の保護に関する法令等を遵守すること。

1. 10 著作権等の取扱い

受注者は、納品した制作物により本市が広報活動及びシステムの利用者に対し利用方法の説明等を行う場合、事前の連絡なく、又、無償で利用できるよう、著作権法（昭和45年法律第48号）等に規定する著作権者の権利を行使しないこと。

また、第三者と本市との間に著作権法上の紛争が生じないようにすること。当該制作物が、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものであった場合等で、著作権等と本市の間に紛争が生じた場合、これによって生じる責任の一切は、受注者が負うこと。

1. 11 契約不適合

システムに設計ミス、設定不備及びプログラムバグ等の契約内容に適合しない状態が判明したときは、不適合の修正等の履行の追完をすること。

また、本市は、当該契約不適合により損害を被った場合は、受注者に対して、損害賠償を請求することができる。

1. 12 協議

本仕様書等の記載事項に疑義が生じた場合又は本仕様書等に定めのない事項に関しては、信義誠実の原則に従い、受注者は、本市と対等な立場で協議し、対応を決定すること。

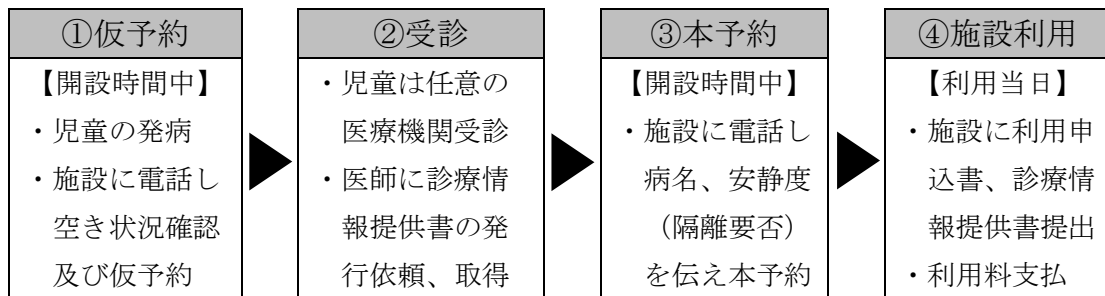
2 システム構築・導入業務

2. 1 業務内容

システムの構築・導入に当たっては、病児・病後児保育施設の利用者の利便性向上、施設の業務従事者の負担軽減に資するよう、本市の現状の予約受付等の手順も踏まえ、システム化について有用な提案を行うこと。

＜現在の予約受付等の手順＞

(1) 利用者



(2) 病児・病後児保育施設（業務従事者）

- ・ 保育室の空き状況確認、仮予約、本予約、キャンセルは全て電話受付。
- ・ 本予約（予約確定）は、診療情報提供書に記載された病名、安静度（隔離要否）等を電話で聞き取り、定員の範囲内で、他の予約確定済の児童の病状や、隔離室の使用状況も踏まえた上で行う。
- ・ キャンセル発生時、キャンセル待ちの方への繰り上げ連絡は電話にて行う。

2. 2 基本的機能

- (1) システムは、クラウドサービスとして提供すること（本市側にサーバ機器の設置を要しないこと）。
- (2) 利用者、病児・病後児保育施設がインターネットを通じてシステムを利用できること。
- (3) 施設が利用するシステムはWebアプリケーションとし、利用端末に特別なソフトウェアを導入することなく利用できること。
- (4) 利用するデータセンターは国内のデータセンターとし、日本の裁判管轄、法令が適用されること。利用者のデータが海外に保存されないこと。
- (5) 個人情報運用時の利用端末に保持しないこと。ただし、業務従事者の操作によりダウンロードされたデータは除く。
- (6) 24時間365日サービス提供可能とし、システムメンテナンス等により、一時的に稼働を停止する場合には、事前に本市と協議し、本市の承認を得ること。

- (7) 定期的にバージョンアップ（機能改善、バグ対応等）の対応が図られており、常に最新のシステムが利用できること。
- (8) 操作が容易で使いやすく、画面が見やすいユーザビリティの高いシステムであること。

2. 3 利用環境

- (1) 利用者サイトは、以下の OS 及びウェブブラウザで利用できること。
 - ・ OS : Microsoft Windows11 以上、macOS 最新版、iOS 最新版、Android サポート対象以上
 - ・ ブラウザ : Google Chrome、Safari、Microsoft Edge の各最新版
- (2) 管理者サイトは、以下の OS 及びウェブブラウザで利用できること。
 - ・ OS : Windows11 以上、macOS 最新版
 - ・ ブラウザ : Google Chrome 最新版、Microsoft Edge 最新版

2. 4 セキュリティ要件

- (1) 「川越市情報セキュリティポリシー」を遵守すること。
- (2) ウイルス対策や情報漏えい等の情報セキュリティ対策が講じられた信頼性の高いデータセンターを活用し、安定的にサービスが利用できること。
- (3) 本サービスの提供元は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会指定のプライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認定を受けており、定期的に更新がされていること。
- (4) セキュリティインシデントを防止するための適切な対策を講じること。
- (5) データのバックアップを定期的に自動で行うことに対応したシステムであること。また、システムの運用において、バックアップ情報からシステムの復旧が必要となった場合、迅速に復旧作業を行うこと。
- (6) システムと利用者及び施設間の通信は暗号化を用いた情報漏えい対策が実施されていること。

2. 5 機能要件

システムに求める機能の詳細は、別紙「川越市病児・病後児保育予約システム機能要件一覧」に定める。

当該機能要件一覧のうち、重要度が「必須」の項目については「◎標準機能として現時点で対応可能」、「○構築期間中に標準機能として実装対応」、「□代替案での対応」、「△オプション・カスタマイズ対応」、のいずれかにより必ず対応すること。

なお、「推奨」の項目については、対応することが望ましい機能であり、必ずしも対応を要するものではないが、審査の対象とする。

2. 6 導入体制・スケジュール

システム構築・導入業務を円滑に推進するため、受注者は、業務実施体制を整えること。

なお、業務の遂行に当たり、十分なスキルや実績のある人員を選任し、業務責任者を明確にした上で、作業項目・役割分担・導入までのスケジュール等を明記した「システム構築・導入業務実施計画書」を作成し、本市へ提出すること。

2. 7 導入作業

(1) 要件定義

受注者は、本市に提案した「川越市病児・病後児保育予約システム機能要件一覧」の機能について要件定義を行い、本市への説明を行った上で、承認を得ること。

(2) システム構築・設定

受注者は、本仕様書及び(1)の要件定義に基づき、システムの構築及び、システムの利用に必要な設定等（初期設定等）を行うこと。

(3) テスト

受注者は、運用テストを実施し、発見された不具合を修正すること。

(4) マニュアル

受注者は、システム操作に関するマニュアルを作成し、提供すること。マニュアルは、できる限り専門用語を使わず、ICT知識の乏しい者にも理解しやすい記述とし、実際の画面キャプチャ等を用いてわかりやすく説明すること。

なお、機能の修正などがあつた場合には、該当部分を更新したマニュアルを速やかに作成し、電子データを提供すること。

(5) 研修

受注者は、運用開始前に、(4)のマニュアル等を用いて、業務従事者向けのシステム操作等研修を実施すること。なお、操作等研修は、オンラインで行うことを可とする。

研修会場は本市が用意するものとし、受注者は、事前に(4)のマニュアル等説明資料の電子データを提供すること。

3. システム運用・保守業務

3. 1 業務内容

受注者は、構築・導入したシステムの運用・保守業務を行うこととする。

3. 2 運用・保守体制

受注者は、システム運用・保守業務の実施体制を整備し、体制図及び問い合わせ先等を明記した「システム運用・保守業務実施計画書」を作成し、本市へ提出すること。

本市及び病児・病後児保育施設からの問い合わせ対応は、各種問い合わせ、障害に関する窓口を設置した上で、電話・メール等により対応することとし、緊急時においては、電話により対応すること。

保守対応については、重要度又は緊急度が高く、業務に支障をきたすと本市が判断した場合は、受注者は本市と協議の上、夜間・休日等を問わず対応すること。

3. 3 運用・保守業務

- (1) システムの運用方法、操作方法及びシステム機能に関する本市及び施設からの問い合わせを電話及びメールなどで受け付け、回答すること。
- (2) 同時アクセスやデータ容量の過多がシステムの快適な利用を妨げることをないように、適切なシステム運用を行うこと。
- (3) システムに障害が発生した場合は、本市及び施設からの問い合わせに対して、障害の原因についての切り分け作業を行うこと。また、切り分けた原因に応じて、必要な保守作業を実施すること。
- (4) システムのプログラムの欠陥等に起因する障害が発生した場合、その復旧作業を行うこと。また、当該プログラムの欠陥等がシステム等に影響を与えないよう、必要な修正を行うこと。
- (5) システムの運用において、バックアップ情報からシステムの復旧が必要となった場合、迅速に復旧作業を行うとともに、復旧成功を確認すること。
- (6) 上記(3)、(4)及び(5)の作業を行った際に、利用者、本市及び施設への報告が必要と判断される場合には、ウェブサイトやメール、書面等により対応すること。
- (7) アクセス状況及び不正アクセスを監視する等により、サイバー攻撃及び情報漏えい、改ざん防止対策並びにセキュリティホール対策を適切に講じること。
- (8) アクセスログを保存し、必要に応じて本市の求めにより、アクセスログを開示、提供すること。また、不正アクセスが発生した場合は速やかに本市へ報告すること。

- (9) システムの脆弱性診断を定期的 to 実施すること。
- (10) 利用端末の OS やブラウザ等のバージョンアップに随時対応し、システムが利用可能な状態を維持すること。
- (11) 本市及び施設の保守対応は日本語で行うこと。
- (12) システムの機能改善等のバージョンアップを行う場合には、事前に本市へ連絡した上で実施すること。

4. 納品等

4. 1 納品物

(1) システム構築・導入業務委託納品物

納品物	提出期限
実施計画書（作業項目・役割分担・スケジュール等を記載）	契約締結後速やかに
個人情報チェックシート（受注者における個人情報の取扱い状況を確認する本市指定のチェックシート）	
各種マニュアル（利用者用・施設用・障害時用等）	操作等研修前
予約システム	システムが利用できる状態をもって納品とみなす

(2) 運用・保守業務委託納品物

納品物	提出期限
実施計画書（体制図・問い合わせ先等を記載）	契約締結後速やかに
個人情報チェックシート（受注者における個人情報の取扱い状況を確認する本市指定のチェックシート）	
保守作業等報告書（必要に応じて）	保守作業等完了後